

令和6年 八潮市農業委員会12月総会 議事録

1 開催日 令和6年12月23日（月）

2 開催時間 午後2時00分から

3 会 場 市役所会議室3-4

4 出席委員 12名

会長 1番 小早川喜一

会長職務代理者 2番 鈴木 新一

委員 3番 大塚 一宏 9番 田中 幸夫

4番 斎藤 富子 11番 篠木 秀彦

5番 福岡 達則 12番 石井 清巳

6番 飯山 敏行 13番 関根 幸子

7番 新井 孝美 14番 萩野 透

5 欠席委員 3名

8番 鈴木 隆 10番 松田 淳一

15番 白倉 明久

6 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人の選任

第3 書記任命

第4 議 事

議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件

議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件

議案第19号 相続税の納税猶予に関する適格者証明の件

議案第20号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明の件

議案第21号 農業経営基盤強化促進法第20条第1項に基づく地図の素案の件

7 転用等届出受理報告

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出の件

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の件

報告第3号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用

集積計画公告の件

8 その他

9 農業委員会事務局職員

局長	瀧沢 昭仁
係長	平野 麗子
主任	清水 茂
主任	五十嵐陽子

開会 午後 2時00分

◎開会の宣告

○事務局長 皆さん、こんにちは。

ただいまより八潮市農業委員会12月総会を開会いたします。

定足数につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第3項に、「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。」とあります。在任委員は15名ですので、8名以上の委員の出席が必要となります。

本日の出席者は12名でございます。定足数に達しており、本日の農業委員会は成立していることをご報告いたします。

なお、8番、鈴木隆委員、10番、松田淳一委員、15番、臼倉明久委員から欠席の連絡を受けておりますので、ご報告いたします。

それでは、開会に先立ちまして、小早川会長よりご挨拶をお願いいたします。

◎会長挨拶

○会長 皆様、改めましてこんにちは。

年の瀬の中で、皆様にはご多忙の中を12月総会にご出席をいただきましてありがとうございます。また、過日の農業祭にはいろいろお力をお寄せいただきましてありがとうございます。公式入場者数が約2,500人ということで、出品点数206点で何とか200を超えたところでございます。そういう中で、会則というか、農業祭の企画には450点というのがあるんですけれども、そういう点数はこれはもう変えなければいけないのでないのではないか、それは来年の話でございまして、先日何日か前の農業新聞に農業技術十大ニュース、暮れになると十大ニュースが入ってくるのですけれども、農業技術のほうでは1番に両正条植えというのがあります。これは稻の苗の植え方、縦横ぴっちりとそろえて移植するということで、碁盤の目のように移植するみたいな、そうすると機械によって除草作業が縦にも横にもできる、そういう内容でございまして、農研機構が開発したという、そのような技術だそうでございます。

これは大塚さん、難しいですか、縦横そろえて。

○3番（大塚一宏委員） 曲がっちゃうけれども。

○会長 碁盤の目のようにきっちりと。

○3番（大塚一宏委員） きっちりは難しいけれども、でも大体は。

○会長 それは有機稲作というか、有機農法で除草剤を使わない農法で行っているのだと思う

んです。それと並行して、また2番目にはアイガモロボというのがありまして、私は以前これを勘違いしております、ロボットが水田を動きまして、その中の雑草を取るのかと思った。そうではなくて、アイガモロボというのは土を、泥を濁らせて光合成を出せないようにして雑草の発生を抑える、そういう技術だということを知りまして、それで雑草が生えるのを抑える、そういう技術のようでございます。

いずれも除草というのが課題になっておりまして、農業をする上で除草というのはいつも皆さんの頭の中にはあります、これを何とか克服できないかなと。谷和原のインターのところの、こっちから行って下りる出口のほうでなくて、谷和原から上がってくるあそこのスロープのところに除草ロボットが2台、小さいのがあります、あそこの傾斜になっているところの芝生をロボットがきれいに清掃している、そんなに大きくなっていますね。このくらいのロボットなんですけれども、そのくらいの大きさであれば我々の畠でも使えるのかな。ただ、丈ができちゃうとなかなかあれみたいでそれとも、今後の技術の振興を願うところでございまして、いろいろお話をしましたけれども、この後の議案によろしくご審議をお願いいたします。

○事務局長 ありがとうございました。

それでは、次に傍聴者の報告です。本日の傍聴者につきましては、出席の方がおりません。ご報告申し上げます。

それでは、ここで、資料の確認をさせていただきます。

資料の不足、乱丁等がある場合は、恐れ入りますが、手を挙げてお知らせ願います。

- | | |
|--|--------------------|
| ① 八潮市農業委員会 12月総会次第 | A4 横 |
| ② 生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせんについて（依頼） | (資料 1 - 1 ~ 1 - 3) |
| ③ 令和6年度違反転用対策重点パトロールの実施について | (資料 - 2) |
| ④ 冬季パトロール報告書様式 | (資料No.なし) |
| ⑤ 令和7年JAさいかつ管内標準的農作業料金について | (資料 - 3) |
| ⑥ 農業経営基盤強化促進法第20条第1項に基づく地図の素案の提出について（依頼） | (資料 - 4) |
| ⑦ 四市町農政研究会合同研修会の開催について（通知） | (資料 - 5) |
| ⑧ 令和7年度全国農業委員会会長代表者集会内容の動画掲載と決議内容について | (資料 - 6) |
| ⑨ 令和7年度農業委員会総会及び研修会等日程表（案） | (資料 - 7) |
| ⑩ 農業委員会活動記録簿（12~1月分） | (資料No.なし) |
| ⑪ トートバッグ | (資料No.なし) |

こちらにつきましては、農業会議より、農業者年金の加入促進のための普及資材として送られてきました。戸別訪問等での制度普及時にご活用ください。

資料としましては、以上、11点となります。

漏れ等はございませんでしょうか。

それでは、ないようなので、次第に基づいて議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、八潮市農業委員会総会会議規則第4条の規定に、「会長は、総会の議長となり議事を整理する。」と仰たわれております。小早川会長に議事の進行をよろしくお願ひいたします。

次第3の議事録署名人の選任から次第7のその他まで、よろしくお願ひいたします。

◎議事録署名人の選任

○議長 それでは、次第に基づきまして進めたいと思います。

次第3の議事録署名人の選任についてでございますが、こちらからご指名してよろしいでしょうか。

—— 委員より「はい」の声あり ——

○議長 ありがとうございます。

それでは、5番、福岡達則委員、12番、石井清巳委員にお願いをいたします。

◎書記任命

○議長 次に、次第4の書記任命についてでございますが、瀧沢事務局長にお願いをいたします。

○事務局長 はい。

◎議案第17号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 それでは、次第5、議事に入りたいと思います。

議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 次第の1ページをご覧ください。

議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件でございます。

番号1、譲受人住所、氏名、〇〇〇番地、〇〇〇、譲渡人住所、氏名、〇〇〇 〇〇〇号、〇〇〇、土地の所在、〇〇字〇〇〇番〇、登記地目、田、現況地目、畠、地積〇〇平米、同じく〇〇番〇、登記地目、田、現況地目、畠、〇〇平米、〇〇番〇、登記地目、田、現況地目、畠、〇〇平米、合計〇〇平米になります。

権利の内容は、所有権移転（売買）です。

申請事由としましては、経営規模拡大を図るということでございます。

意思決定の根拠としましては、従事者がご本人と〇さんと〇〇さんの3人いらっしゃいます。10年以上の農作業経験ありということですが、譲受人ご本人と〇さんは50年以上の農作業経験があるということでございます。トラクター2台を所有しております、こちらの土地では小松菜、ネギ、キュウリ等を作付予定ということでございます。

次に、場所の説明をいたします。隣の2ページをご覧ください。

八潮市役所の〇側の出口を出まして〇折して〇方向に向かいます。〇〇〇の信号を〇折しまして、〇〇〇線になりますが、これをずっと〇〇しまして、〇〇〇の一つ手前の丁字型の交差点を〇折しまして〇〇方面に向かいます。そして1つ目の信号を〇折しますと〇〇〇に入りますが、こちらを〇〇しまして、〇〇〇線と〇〇〇の交差点をさらに過ぎて〇〇します。これから〇キロほど進みますと〇〇〇前の信号がございますが、さらにそれより〇側の十字路を〇折しまして〇〇メートルほど進みますと丁字路に当たりまして、そこを〇折するとこちらの地図で着色した、ちょっと長方形の形なんですけれども、こちらの土地となります。

現地の状況は1枚めくっていただいて、3ページですけれども、1番と2番が申請地ほぼ中央から西側を向いた土地の写真、3番が申請地の中央より東側に向けた写真、このような状態になっているところです。

事務局からは以上です。

○議長 ありがとうございました。

それでは、同議案につきまして地区担当の7番、新井孝美委員より現地調査の結果並びに補足説明がございましたら、お願ひいたします。

○7番（新井孝美委員） 7番、新井です。

17日に事務局から連絡があり、現地調査に行ってまいりました。

この案件の場所なんですが、譲渡人の〇〇〇さん、親御さんが亡くなつてからは2年間遊休農地になつていていた場所がございまして、写真で見てのとおり、1番のところは家庭菜園で2名の方が借りていた状態で、今年の夏まで耕作していました。2番のところへ若干食い込んで耕作したと思うんですけども、3番のほうが遊休農地ということで申請に当たりき

れいに草刈り、耕うん等なされていました。

現地の様子はこういう状態です。

譲受人の方も耕作はなされているので大丈夫かと思うんですが、1点だけ、別の畑で水田と隣接するところの畑の面、1メートルくらいあるかな、除草剤をまいて、それが水田のほうに幾らか当たるような感じ、その注意喚起だけはしてもらえば大丈夫かとは思うんです。

以上です。

○議長 今の水田のほうは、ほかの方の耕作……

○7番（新井孝美委員） 自分の所有している土地の畑がありまして。

○議長 除草剤をまいた、稻に当たった、その水田はほかの人が耕作して。

○7番（新井孝美委員） ほかのところ。

○議長 のり面にかけちゃったのか。

○7番（新井孝美委員） 若干、○番の○○委員に当たって、今年は。

○○番（○○○委員） 毎年やっている人で、自分の畑の周りに除草剤をかけるので、その隣に田んぼが、田んぼの真ん中で畑を作っている感じなんですよ。お構いなしに畑にかけて、やはり幾らか大ざっぱにかけると飛ぶじゃないですか。そうすると周りの稻にみんな当たっている。

○議長 はい、分かりました。ありがとうございました。

ただいま事務局と7番、新井孝美委員より農地法第3条の規定による許可申請許可の件につきまして説明がありました。何かご質問等、ご意見等ございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べてから発言をお願いいたします。

6番、飯山委員。

○6番（飯山敏行委員） 6番、飯山です。

ちょっとお伺いしたいのですけれども、これは他人様ですよね。同じ苗字ですが、他人ですか。

○7番（新井孝美委員） はい、他人です。

○6番（飯山敏行委員） 単純に言いますと、ちょっと農業が困難になってしまったから、隣地の方に土地を売買、買ってもらおうということですね。

○7番（新井孝美委員） 親御さんは……

○6番（飯山敏行委員） 違うのですか。

○7番（新井孝美委員） おやじさんは亡くなっていて、連れ合いの方は養護施設に入っちゃって、○○さんが農業に従事していないので、売買。

○3番（大塚一宏委員） 3番、大塚です。

もともとこの〇〇〇さんは農業に携わってなくて、この親の人……

○7番（新井孝美委員） 〇さんの親となる。〇〇さんはせがれさんではない。

○3番（大塚一宏委員） ああ、そうなんだ。

○6番（飯山敏行委員） 身内は身内なんですか。

○7番（新井孝美委員） ええ、身内は。

○3番（大塚一宏委員） 親がやっていて、お父さんが亡くなっちゃったんだよね、何年か前に、もう10年くらいたつかな。おふくろさんだけで一人でやっていて、その人も年で施設に入っちゃって、申請地の〇〇さんの右側のこの家に住んでいた人だね、違ったっけ。

○7番（新井孝美委員） 3番の、〇〇さんの奥。

○3番（大塚一宏委員） そうでしょう、ここに住んでいたんだけれども、だから今この家には誰も住んでなくて、そういう状態で、畠もやる人がいないので、それで多分売っちゃう。

○6番（飯山敏行委員） ですので単純なんですね、困難になったから売買ということ、同じ苗字で親戚なのかなと思った。

○3番（大塚一宏委員） 全く違います。うちのほうは〇〇がいっぱいいますから。

○6番（飯山敏行委員） 分かりました。

○議長 よろしいですか。

ほかにございますか。

———— 委員より意見なし ———

○議長 ほかにないようでしたら、挙手にて採決をしたいと思います。

原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

———— 挙手全員 ———

○議長 挙手全員でございますので、本案は原案のとおり可決いたします。

〇〇委員に注意してもらう。でもいつも言っているのでしょうか。

〇〇番（〇〇〇委員） 言っているんだけれども、ちょっと強くは言ってなくて、当たっちゃっていますよというふうには言うのですけれども、何となくごまかされているというか。

○7番（新井孝美委員） 中には毎年だよという人もいる。

〇〇番（〇〇〇委員） だから、やられているほうが毎年やられているかなという感じで、そんな1枚全部ではなくて、端っこ分だから、賠償してもらったとしてもそれこそ、でも賠償されてもお米、多分二、三キロ分ではないの。

○議長 かかるているじゃないですか。

〇〇番（〇〇〇委員） 二、三キロだよ。

○議長 葉っぱの葉先が枯れるという。

○6番（飯山敏行委員） でも、農薬のドリフトというのはやはり問題になりますから、だか

ら注意というか、大ざっぱな人は大ざっぱなのでちょっとだけ言って、ドリフトとかその辺は。

○○番（○○○委員） その辺は言われているよと、近隣からそういう苦情がきていますよと
いう注意だけでもしてもらうと助かるのではないかと思います。

○議長 はい、分かりました。

◎議案第18号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 それでは、続きまして、議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 次第の4ページをご覧ください。

議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件となります。

番号1、譲受人住所、氏名、○○○番○号 ○○○、○○○、譲渡人住所、氏名、○○○番地○ ○○○号、○○○、土地の所在、○○字○○○番○、登記地目、畠、現況地目、畠、地積○平米。

次に、1枚めくって5ページをご覧ください。

権利の内容につきましては、所有権移転（売買）。

申請地の概要としましては、申請地は市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域内の農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の第2種農地となります。

申請目的は駐車場敷地です。

申請理由としましては、現在、賃貸住宅に居住しておりますが、その先の子供の成長を鑑み手狭になってくることから、幾つかの物件を探しておりました。市街地等では見つからなかつたところなんですかけれども、ここで希望する土地が見つかりまして、それで今回、ちょっと隣の地図をご覧いただけますか。地図の真ん中に申請箇所がありますけれども、申請箇所というのは着色した下のほうの長方形の細い部分で、その上の薄く色づけしてあるところ、ちょっと下の、○○という名前が入ったところ、ここは中古住宅なんですかけれども、この土地を購入して家を建て替えることになりました。ですから、この薄く塗ってあるところは宅地なんですかとも、この宅地にくつついで、下のほうに細長い農地がありまして、この部分を転用したい、そういった申請なんですね。

譲受人は、建築関係の仕事をしておりますが、通常仕事で資材を積んだり、仮置きをしたりしながら、自宅と会社を行き来するようなことが多くて、車両も乗り換えることが多いので、住宅に近接した場所に駐車場スペースを設けて、安全に仕事のほうも行いたいというこ

とで申請されております。

ですから、購入する土地は住宅用地も含めて広いのですけれども、そっちは宅地なので、駐車場として申請する面積は○平メートル、そのくらいの大きさになっております。

資金計画・調達計画につきましては、造成工事費、建築費等としましてご覧の金額を借入金で賄うということで、金融機関の事前審査結果通知書が提出されております。こちらの金額は農転するところだけではなくて、宅地の部分、土地の購入費、旧家屋の解体費、それと新築分含めて込みの金額となっております。

周辺農地への被害防除策としましては、転用するに当たりまして、周囲に農地はないんですけども、敷地周辺をブロック土留めなどで囲みまして、被害が生じないようにするということでございます。

また、隣のページで場所について説明したいと思います。

先ほどと同様に、市役所東側を出まして○に向かい、○○○の交差点を○折しまして○○○線をずっと○○します。○○○に行き当たったところで○折しまして道なりに進みますと、その先で緩いカーブになります。○○○とその手前で○○○に分かれる道がありますが、この○○○のほうを進みまして○○メートルほど行きますとこちらの申請地となります。

土地利用計画については、8ページのほうをご覧ください。

8ページの図面のほうに、上のほうは宅地として購入して家を建て替える。下の薄く着色しているところが今回の申請地、現在農地のところです。ここに仕事で使うトラック等を2台止める、このような計画となっております。

現地の様子は、まためくっていただいて、9、10です。申請書についていた写真のコピーで、白黒で暗くなっちゃって分かりづらいと思うんですけども、申請地は既に塀の内側なんです。外から撮ると塀ばかりで、申請地自体の様子は1枚めくっていただいて11ページ、こちらのほうが分かりやすいかと思います。塀の内側の細長い、このような土地となっていけるところでございます。

事務局からは以上です。

○議長 ありがとうございました。

それでは、同議案につきまして、地区担当の4番、斎藤富子委員より現地調査の結果並びに補足説明がございましたらお願ひいたします。

○4番（斎藤富子委員） 4番、斎藤です。

先日17日に事務局から依頼がありまして、あくる日調査に行ってきましたのですが、住宅の中になっていて、そこが農地ということで、一、二年前にも前の○○さんのところでもこういう件があったので同じ感じかなと思いました。

それで東側とこっちは道路なので、そんなには問題ないかなと思うんですけども、もう

ブロックでなっているので、屋敷の中という感じになっちゃっていました。

以上です。

○議長 ありがとうございました。

ただいま事務局と4番、齋藤富子委員より農地法第5条の規定による許可申請認定の件につきまして説明がございましたが、何かご質問、ご意見等がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べてからお願ひいたします。

3番、大塚委員。

○3番（大塚一宏委員） 3番、大塚です。

申請許可には特に問題はないんですけども、許可の問題ではなくて、ちょっとお聞きしたいのですけれども、この元の家、受人さんが住んでいたわけでしょう。譲渡人は○○○に住んでいるんですよね。ということは空き家だった、どういう……

○4番（齋藤富子委員） 空き家ですね、お父さんが亡くなつてもうしばらく空き家になっていて、跡取りさんが外へ出ちゃっていたんです。

○3番（大塚一宏委員） ああ、ずっと空き家で、少し何年かたって……

○4番（齋藤富子委員） そうですね、何年も空き家でしたね。

○3番（大塚一宏委員） そういう感じですね、分かりました。それを売ったわけですね。

○4番（齋藤富子委員） ええ。

○3番（大塚一宏委員） 売るということで。

宅地を買えるのかなと思ったんだけれども、何で買えるのかなと思ったんですけども、親戚かなと一瞬思ったんですけども、でも5条だから要するに駐車場として買うというか、そういう感じなので。

○議長 そのほかにございますか。

———— 委員より意見なし ———

○議長 ご質問等ございますか。

なければ、挙手にて採決をしたいと思います。

原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

———— 挙手多数 ———

○議長 挙手多数でございますので、原案のとおり可決いたします。

◎議案第19号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 続きまして、議案第19号 相続税の納税猶予に関する適格者証明の件について、事務

局、説明をお願いいたします。

○事務局 次第の12ページをご覧ください。

議案第19号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてになります。

番号1、相続人住所、氏名、〇〇〇番地、〇〇〇、被相続人住所、氏名、同住所で〇〇〇、特例の適用を受けようとする土地の所在、〇〇字〇〇〇番地〇、登記地目、畠、現況地目、畠、〇〇平米、こちらの仮換地先は〇街区〇画地、〇平米。

今回筆数がかなり多くて、次のページまで及びますので、ちょっと読み上げは省略させていただきます。筆のほうは今言った土地のほかに全部で16筆ございまして、合計〇〇〇平米になります。

土地の表記も区画整理事業地内なので、従前地の表記と仮換地先の表記とちょっと混合された状態となっております。地積のところで括弧書きになっているのは既に仮換地先が指定されるところなので、括弧書きの数字については合計面積のところには入っていません。括弧書きを除いた、実際に使っている面積が合計〇〇〇平米、このようになっております。

都市計画区域は全て市街化区域内で、生産緑地となります。

こちらの場所のほうなんですが、14ページから16ページまで、3か所ほどになるんですが、まず、14ページのほう、場所もちょっと簡単に説明させていただきます。

こちらから〇〇〇に向かって向こう側、〇〇〇土地区画整理事業地内で、こちらから向かって〇〇〇を渡った後、その先の〇〇〇通りを〇折しまして、その先1つ目の交差点を〇折しました角の部分、こちらが〇〇一〇外4筆の土地となります。

1枚めくっていただいて、15ページのほうをご覧ください。

こちらは、今の場所からかなり東側のほうになるんですけども、15ページの右のほうに〇〇〇がございます。この東側は〇〇〇、そして〇〇〇のほうとなります。〇〇〇の〇側で、地図の真ん中辺に〇〇〇という〇〇〇がございますが、ここから見て地図でいうと上側が〇一〇街区〇、〇画地と、〇街区〇画地、下のほうが〇街区〇、〇、〇、〇画地の場所となります。

隣の16ページは、こちらは〇〇〇を渡らないのですけれども、こっちは〇〇〇地区の土地区画整理事業地内で〇〇〇の〇側になります。こちらの着色した部分が〇〇街区〇画地、〇〇街区〇画地となっております。

現地の様子も、次の17ページから21ページまであるのですけれども、番号は地図につけた番号に対応したものとなっておりますので、地図と照らし合わせながらご確認いただければと思います。

事務局からは以上です。

○議長 ありがとうございました。

それでは、同議案につきまして、地区担当の5番、福岡達則委員より現地調査の結果並びに補足説明がございましたら、お願いいいたします。

○5番（福岡達則委員） 5番、福岡です。

先週、事務局より依頼がありまして調査してきました。この〇〇さんはとても精農家で、全ての畑は管理されて、作付もちゃんとされて問題ない土地だと思います。

以上です。

○議長 ありがとうございました。

ただいま事務局と5番、福岡達則委員より生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明の件につきまして説明がございましたが、何かご質問等、ご意見等がございましたら、挙手にて議席番号、氏名を述べてからお願いいいたします。

3番、大塚委員。

○3番（大塚一宏委員） 3番、大塚です。

参考までなんですが、〇〇さんの農地はこのほかにもあるんですか。ほかにも農地があるんですか。そしたら、これだけでも〇反あるから。

○事務局 まだありますけれども、少しですね。

○3番（大塚一宏委員） ほかは。

○事務局 ええ。農地台帳で確認しますと全部で〇〇〇平米、今回の申請に係る土地が〇〇〇なので、あとは小さな土地というところです。

○3番（大塚一宏委員） 〇〇さんの名前の土地はないですか。このほかに〇〇さん名義の土地というのはなかったのですか。

○事務局 現在ないです。

○3番（大塚一宏委員） なかったですか。

○事務局 はい、〇〇さん名義はないです。

○議長 よろしいですか。

○3番（大塚一宏委員） はい。

○議長 ほかにございますか。

———— 委員より意見なし ——

○議長 ないようでしたら、それぞれ挙手にて採決をしたいと思います。

まず、議案第19号について、原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

———— 挙手全員 ——

○議長 挙手全員でございますので、本案は原案のとおり可決いたします。

◎議案第20号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 続きまして、議案第20号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 次第の22ページをご覧ください。

議案第20号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてですが、もしもかしたら、お気づきの方もいるかもしれません、買取り申出する生産緑地の所在というものが〇〇〇字〇〇の〇〇〇、〇〇〇、〇ということで、これは実は先月主たる従事者の証明をした場所と全く同じでございます。ただ、申出者の方が改めて証明願を頂きたいという申請が上がってまいりました。先月やったばかりなので、内容の読み上げとかは省略させていただきます。

場所の写真も先月の資料をそのまま使用しております。

写真、この②番の山については、先月鈴木隆委員が協議してここは解消された、平らな状態でございます。ということですので、先月と重複する内容で申し訳ないんですけども、よろしくお願ひいたします。

○議長 ありがとうございました。

ただいま事務局より説明がございましたけれども、先月上がってきた案件でございまして、この山になっているところで皆さん思い出すと思うんですが、今日鈴木委員は急遽お休みになっていますので、先月の案件でございますから、それと変わってございませんので、ただ、申請者の方には、新たに許可申請が欲しいということで事務局のほうで提案してございましたので、これに対して何かご意見等がございましたら、お願ひいたします。

6番、飯山委員。

○6番（飯山敏行委員） 6番、飯山です。

このもう一度申請するというのは何の意図があるのか、ちょっと分からんんですけども、今後こういう事例が出てくる可能性があるかどうか分からないですけれども、考えられるようなことっていうのは事務局のほうでは分からんですか。こういうあだから2部欲しくなったんだろうと。

○事務局 これは最初に主たる従事者の証明をもらった後ですね、改めてまた申請するので、証明書を出してほしいと証明願いがありました。

○6番（飯山敏行委員） そういうのはコピーしたら駄目ですか、コピーで渡すのは。

○事務局 主たる従事者の証明書を買取り申出するとき公園みどり課に出すんですけども、そのときは多分コピーでは駄目なんじゃないか、原本でないと駄目なんじゃないかとは思います。

○6番（飯山敏行委員） そういう理由からですね、はい、分かりました。

○議長 3番、大塚委員。

○3番（大塚一宏委員） それって、別にこっちで、委員会でまた許可を出さなくても、事務局で出せるんじゃないの、出せないの。

○議長 局長。

○事務局長 申請された人、発行する日、再交付ですので、基本的には前回の日付で出す形になるかと思うんですけども、そうしますと新たに申請した日付の前の許可書が出てきますので、今回協議させていただいて、新たに新規で受けたという形になります。

○6番（飯山敏行委員） 形式上正しい。

○事務局長 そうですね、あともう1点、新規で申請されたいということですので、今回につきましてはきちんと議事録のほうに残す意味もありますので、ここで審議していただくことになりました。

以上です。

○議長 よろしいですか。

○3番（大塚一宏委員） はい。

○議長 ほかにございますか。

———— 委員より意見なし ———

○議長 ないようでしたら、挙手にて採決をしたいと思います。

原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

———— 挙手多数 ———

○議長 挙手多数でございますので、本案は原案のとおり可決いたします。

◎議案第21号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

———— 都市農業課（臼倉係長、北條主事）入室 ———

○議長 次に、議案第21号 農業経営基盤強化促進法第20条第1項に基づく地図の素案の提出について（依頼）につきまして、本日は都市農業課の職員に来ていただいておりますので、それでは説明をお願いいたします。

○都市農業課主事 都市農業課の北條でございます。よろしくお願ひします。

お手元の資料－4をご覧になっていただきたいと思います。

農業経営基盤強化促進法第20条第1項に基づく地図の素案の提出について、説明させていただきます。

農業経営基盤強化促進法第19条ですが、こちらでは新規農業経営基盤強化促進計画、つまり地域計画、これを作成することが定められております。次の20条において、この地域計画のうち地図の素案に関しましては、市から農業委員会に対して作成を求める規定がござります。

こちらにつきましては、以前から皆様にご相談させていただいているとおり、具体的には先月11月の総会で素案作成方針をここで説明させていただきまして、認定農業者、この計画でも担い手の方の耕作地の現状、あと5月に行いましたアンケートの内容を反映した地図を、私の場合は農業委員会の事務局に勤務しておりますので、我々のほうで作成させていただきました。

改めまして、それがこちらになります。担い手の名前及び拡大、現状維持、縮小意向、あとその他の意向を色分けさせております。

地目が農地の土地に関しては全て色分けを行っております。白い土地は農地以外の土地、資材置場だったり宅地になります。本日はこの地図の内容の承認をいただきたいと思います。

こちらに記載があります個人名、こちらの方は同意をいただいております。底地の地権者、こちらの方も接触しました。一部同意をいただけなかった地権者に関してはいらっしゃいますので、そこは塗っておりません。塗れなかったところに関しては、今お話しした5月のアンケート内容を入れさせていただいているという形になっておりますので、担い手の方の名前、もしくはアンケート内容がこの地図に網羅されているという形になっています。一部濃くて見えづらい白いところ、ここは農地ではないところになりますので、そもそも塗れないというようなところになっております。こちらの承認をまず、農業委員会として素案、地図の素案という形で今日はいただきたいと思います。

それと併せて、こちらのほうで地域計画において定めるべき内容ということで、区域、あと農業の将来の在り方、その在り方に対する総合的な利用に関する目標等、こちらを決めるという形になっています。これらに関しては国で定めた様式第5の2条、様式5の2号ですね。こちらは皆様にお配りした書類の3つ目ですか、ホチキス留めされているんですけども、様式5の2と左上に載っているものでございます。こちらにまとめさせていただいています。この様式とこの地図をセットとして地域計画ということで法に従って策定する予定となっております。

この5の2の様式なのですが、こちらは8月末に行いました地域の担い手の方々の協議、こちらを踏まえて、これが2つ前になりますが、様式5の1、こちらが8月末の協議の内容をまとめたものなのですが、基本的にはこれを転載しているというような形になっております。ですから、新たに文章を作成したというものはございません。様式5の2のほうに関しては数字ですね、いわゆる何ヘクタールですか載ってございますが、こちらは実際

の数字をアンケートを基に入れていったという形です。

5の2の最終ページの裏になるんですけれども、そちらがこの地図とまさにリンクしている扱い手の一覧になっております。これが同意の上で記載をしたというような形になっております。

こちらに関しましては、まず、こちらの地図に関しては農業委員会として素案ということで承認をいただいた後に、この地図とこの様式5の2ですね、これについて、皆様からご意見を頂戴するということでお話をさせていただきました。5の2に関してはご意見を頂戴できればと思っておりませんので、こちらも併せてご審議のほうをよろしくお願ひします。

私のほうからは以上です。

○議長 ありがとうございました。

ただいま都市農業課の職員より、農業経営基盤強化促進法第20条第1項に基づく地図の素案の提出について（依頼）につきまして説明がございましたが、何かご意見、ご質問等がございましたら、挙手にて議席番号、氏名を述べてからお願ひいたします。

2番、鈴木委員。

○2番（鈴木新一委員） この中の文言どうのこうのではないのですけれども、このうち農地等は八潮市の農業を振興していく中の基準で位置づけると思うんですけれども、国土交通省のほうで、農地によっては盛土とか客土していかないといけないようなところもあるんじやないかと思うんですけれども、そこら辺の国交省の許可というのか、了承というのがあるんですか。

私が農業行政に携わっていたころは国交省のほうで客土とか盛土とかするのはやめてほしいというふうに言われていて、今現在、どうなんですか、この地域というのは。この地域計画の区域ですね。

○事務局 では、ちょっと補足させていただきます、何年か前ですけれども、こちらのほうで耕作されている農家さんから、ちょっと盛土したいんだけれどもと相談を受けて、中川下流出張所に確認したことがあるんですけれども、そのときは30センチくらい盛土するくらいなら、通常の管理の範囲で、特に手続とかなくていいですよと言われたことがあるんですね。確かに昔は不法盛土とかも問題になった時期があって、今も継続してあるんですけれども、三市盛土対策連絡協議会という協議会があって、毎年この越谷草加八潮、中川河川敷全体で盛土の総量、何立米までと決めて、その上でやっている。今あまり盛土の件数もほとんどないので、その会議がここ何年か開かれてないのだけれども、鈴木代理がいたころと、自分がこの間聞いたころと状況が変わっているように、今だとまた状況が変わっている可能性があるので、もしこういった大きな計画の中で盛土を計画する必要なところがあるのであれば、それはまた改めて国土交通省に確認はしたほうがよろしいかなと思っています。

○2番（鈴木新一委員） 分かりました。昔のとおりだと農業振興していくのは厳しいかなという感じだったので、分かりました。

○6番（飯山敏行委員） いいですか、補足をいいですか。

○議長 飯山委員。

○6番（飯山敏行委員） 6番、飯山です。

私の経験では、私も河川敷に農地を持っているんですけども、私の場合には国交省のほうに田んぼから畠にするとき盛土の申請を請求して、そのときには指導は年間1ヘクタール盛土していいですよと、だから、あなたは順番を待ちなさいと言われて1年順番を待ったのかな、それで高さについても盛土の高さが決まっていて、これ以上は駄目ですよという形で指導を受けて、そんな形で指導を受けました。

○2番（鈴木新一委員） どうしても河川敷なので、河川の流れを悪くするものというのではなくべくしないという、そういう基準みたいなものがあります。

○6番（飯山敏行委員） 八潮市はそれに従うのではないですか。

○議長 今飯山委員が言ったように、その地域でこの1年間にできるは何へクタールまでと、そういうことなんですね。

○6番（飯山敏行委員） はい、そうです。たまたま業者にお願いしたんだけれども、私の地域のほうでは1ヘクタールだから、ちょっと今回はそれをオーバーしているから来年度に回してくださいと、来年度また申請して埋めさせてもらいますよというふうに言われました。

○2番（鈴木新一委員） 根拠がよく分からないですけどね。

○6番（飯山敏行委員） あと道路を使うときにも土手から低くなっているので、入ってくるじゃないですか。それを国交省ののり面がありますよね、土手ののり面の部分を借地というか、建設省から借りているというふうに図面を書いて、出して見てもらって、いいですよとなると、そこを道路面として見ていいですよという許可をもらうんです。要するに10年で今借りているという形なんですよ。道路の入り口を使わせてもらっているという形で、それで畠くらいのレベルならいいですけれども、業者さんとかは結構埋めて貸したりするじゃないですか。転用のレベル、そうすると逆に国交省さんのほうが広く埋めるとお金をくれ。賃貸でお金を発生させると言ってきましたね。何年か前、そういう話、二、三年先ではお金を請求されたと……、河川って国交省は結構厳しいので。

○議長 ほかにございますか。

———— 委員より意見なし ———

○議長 ないようでしたら、挙手にて採決をしたいと思います。

原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

———— 挙手全員 ——

○議長 挙手全員でございますので、本案は原案のとおり可決いたします。

それでは、これから先も地域計画の策定に向けましては皆様委員の協力をよろしくお願ひいたします。

臼倉さん、北條さん、どうもありがとうございました。

○都市農業課職員 ありがとうございました。

—— 都市農業課（臼倉係長、北條主事）退室 ——

◎転用等届出受理報告

○議長 次に、次第6、転用等届出受理報告につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、次第の25ページをご覧ください。

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出につきましては、こちらに記載のとおり、駐車場敷地1件の届出を受理いたしました。

次に、次第の26ページをご覧ください。

37ページにかけて掲載されております報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出につきましては、こちらに記載のとおり、住宅敷地4件、共同住宅敷地48件、駐車場敷地など3件の合計55件の届出を受理いたしました。

なお、共同住宅敷地の48件のうち46件は、〇の〇〇〇近くに今年の秋に建設されましたマンションの区分所有権の移転についての届出になります。

次に、38ページをご覧ください。

報告第3号につきましては、10月の議案第13号で承認されました旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画が所要手続を経て12月3日付で公示されましたことを報告するものでございます。

以上です。

○議長 ありがとうございました。

それでは、この後、数分間、届出の内容を確認する時間を設けますので、その後質問がございましたらお願ひをいたします。

25ページから38ページ、先ほど五十嵐さんから説明がありましたように、〇〇〇のマンションの件数が多くて55件となっていますけれども、一応お目通しをいただきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

—— 資料確認 ——

○議長 そろそろよろしいでしょうか。

転用等届出受理報告について、何かご質問がございましたら、挙手にて議席番号、氏名を述べてからお願ひいたします。

よろしいですか。

———— 委員より意見なし ———

○議長 なければ、転用等届出受理報告は終わりといたします。

◎その他

○議長 続きまして、次第7、その他にまいります。

その他につきましては、依頼事項が2件、報告事項が1件、協議事項が2件のほか連絡事項が幾つかございます。

初めに、報告事項1件目、先月の生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせんの依頼、これについて2件ございますので、その結果について事務局よりご報告をお願いいたします。

○事務局 先月取得のあっせんを依頼した箇所ですが、〇〇〇なんですけれども、〇〇〇のところから手前に下ってきまして、〇〇〇のところを通り過ぎて、〇〇〇委員のご自宅の近くなんですけれども、そちらの生産緑地についてですが、こちらにつきましては買取りの申出はきておりませんので、その旨を公園みどり課のほうに報告したいと思います。

以上です。

○議長 ありがとうございました。

次に、依頼事項1件目、生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせんの件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 資料1－1から資料1－2、資料1－3をご用意ください。

今回3件きております。

まず、資料1－1、1件目です。こちらのほうは八潮〇〇〇号生産緑地地区で、場所は八潮市〇〇〇番〇外5筆で、〇〇〇平米の生産緑地地区となっております。買取り希望価格は(4)に記載しておりますとおりの価格となっております。

参考までに、1枚めくっていただいて、裏のところ、近隣の地価公示価格としまして同じ大字〇〇字〇〇〇番〇で平米当たり〇万〇〇〇円、同様に近隣の地価調査価格としまして〇〇〇番〇のところで平米当たり〇万円となっております。

こちらの場所は、隣が案内図なんですけれども、9月の総会で議案第11号で主たる従事者の証明をした場所となります。〇〇〇のちょっと〇側で、生産緑地が1区画まとまっていた

ところですので、ここ数か所、買取り申出に出てしまっているところですけれども、こちらの場所となります。

次に、資料1－2をご覧ください。こちらは、八潮〇号生産緑地地区で、場所は〇〇〇土地区画整理事業地内で、〇〇〇街区〇画地外〇画地で合計〇〇平米となります。買取り希望価格は（4）に記載されたとおりでございます。

こちらも参考までに、近隣の地価公示価格が〇〇〇字〇〇〇番〇で平米当たり〇〇〇円、同様に近隣の地価調査価格としましては〇〇〇字〇〇〇番〇の地籍で平米当たり〇〇〇円となっております。

次のページを見ていただいて、こちらの場所なんですけれども、〇〇〇さん〇〇〇のところから〇〇方向に向かいますと〇〇〇の〇〇〇があるところですけれども、その〇〇〇の〇側です。ここに〇〇〇に〇〇〇というのがあるんですけども、ちょっとその〇側の場所となります。こちらは、主たる従事者の証明をしたとか、そういう場所ではないので、指定後30年経過して買取り申出することができることになったために申請されたものとなります。

次に、3番目、資料1－3をご覧ください。

こちらは、八潮〇〇〇号、八潮〇〇号、八潮〇〇〇号生産緑地地区となります。この3か所で合計が〇〇〇平米、買取り希望価格は、次のページの（4）に記載されたとおりです。

近隣の地価公示価格、近隣の地価調査価格は、同様にその下に書かれておりますので、参考にご覧ください。

次のページの場所なんですけれども、こちらは11月の総会、議案第16号で主たる従事者の証明をした場所となります。

1か所目が〇〇〇のちょっと〇側に1か所、〇〇よりも〇側に買取り申出地②、③とありますけれども、これは指定当初の従前地の場所で、実態は②と③というのは二方ですか、こっちのほうに近接した土地となっておりまして、市民農園として経営されていた場所となります。

以上、この資料1－1から1－3、これら全て買取りの申出があった後、市役所の各部署に買取り申出の照会をかけたところ、どこも買取りの希望がなかったことから、次のステップとして農業委員会にあっせんの依頼がきたものとなります。

以上の土地につきまして、もし買取り希望がございましたら、次の総会までに事務局まで報告いただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長 ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして何かご質問、ご意見等がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べてからお願ひいたします。

———— 委員より意見なし ——

○議長 よろしいですか。

それでは、もし皆様の担当地区で取得を希望される方がいらっしゃいましたら、事務局まで報告をお願いいたします。

次に、依頼事項2件目、令和6年度違反転用対策重点パトロールの実施について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 資料2のほうをご覧ください。

こちらは、毎年この時期に埼玉県のほうから依頼がくるもので、皆さんに実施していただいているところなんですけれども、令和6年度違反転用対策重点パトロールの実施ということとで、今年も皆さんにやっていただきたいというお願いでございます。

このパトロールの目的なんですけれども、1枚めくっていただいて、令和6年度違反転用対策重点パトロール実施要領というところをご覧ください。

目的ですが、農地への不法盛土等の違反転用を解消するためには、未然に防止することが基本であり、発生した場合には早期発見・早期対応が重要である。このため、期間を設定して重点的に巡回パトロールを実施することにより、違反転用の状況を把握するとともに、違反があった場合は速やかに是正指導を行うことを目的としております。

それなので、秋にやっていただいた遊休農地を確認するパトロールではございませんので、不法盛土とか違反転用といったものをテーマにしたパトロールということでございます。

こちらは、この実施要領だと11月下旬から2月下旬のうちに5日間ということなんですけれども、こちらは毎年皆さんで個々に担当地区を回っていただいて、下のほうにありますけれども、実施回数については、例えば1日に3件パトロールしたら、それは3回と計上してよろしいということですので、皆さんには自分の地区を一通りパトロールしていただいて、その報告書を出していただければ、結構です。

パトロールの仕方なんですけれども、この資料2の後ろに、農地パトロール報告書、それに担当地区の地図がついていると思うんですけども、こちらを利用していただいて、作業的には秋にやっていただいた農地パトロールと同じです。自分の地区を巡回していただいて、もし不法盛土とか違反転用をしているところが見つかったら、地図に赤丸をしていただくことで、ちょっと赤ペンも配させていただいたところなんですけれども、丸つきの番号を記入していただいて、同じ番号を報告書のほうにも記載していただく。記入例のように建設残土が不法投棄されて違反する状態になっていたというようなことを書いていただければと思います。そうそうあることではないので、大体の場合は異常ないと思います。そういう場合は、何月何日パトロールして、異常なしとだけ書いていただければ結構です。

先ほども言いましたが、一人で5日分やってくださいということではないので、一通り回

っていただければ結構です。もちろん自分の地区を2日かけて、3日かけてやっていただいでも結構ですので。それで地図のほうです。秋に使用していただいた住宅地図と同じものを使っていますので数字番号が入っていますけれども、その番号は気になさらないで、無視していただいて結構です。

なので、こちらのほう、年末年始のお忙しいところ恐縮ですが、時間を見つけてやっていただきて、来月の総会のときまでに提出していただきたいと思います。安全に十分注意してやっていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長 ありがとうございました。

ただいま農地パトロールにつきまして説明がございましたが、何かご質問がありましたら、お願ひいたします。

———— 委員より意見なし ———

○議長 よろしいですか。

それでは、委員の皆様には大変お忙しい時期ではございますが、パトロールは1月になつてもできますので、またくれぐれも事故のないように注意をしていただきましてパトロールをよろしくお願ひいたします。

次に、報告事項、JAさいかつ管内標準的農作業料金について、事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局 こちらは毎年11月ごろにJAさいかつ管内の農作業受委託料金協議会というのが開かれているところでして、うちのほうでは会長と大塚委員、新井委員にこちらのメンバーになっていただきて参加いただいているところなんですけれども、今年は書面議決の確認で行われまして、その書面議決の結果として送られてきたものです。

2枚目の標準的農作業料金なんですけれども、こちらは確認しましたところ、全て昨年と据置き、同じ金額となっております。ということで書面議決になったと想定されるところなんですけれども、こちらの資料、必要な際には参考にしていただけたらと思います。

以上です。

○議長 ありがとうございました。

次に、連絡事項が3点ほどございます。事務局、説明をお願いいたします。

○事務局 まず、資料5をご覧ください。

以前から何回も周知させていただいた四市町農政研究会合同研修会です。もう来月になりましたので最終確認ということで、日時が1月17日金曜日、午後3時30分から（予定）、吉川市の〇〇〇さん、1枚めくって次のページに書いてございますが、八潮市の送迎バスの出発時間なんですけれども、八潮市、2時15分出発となっておりますので、1月17日は2

時過ぎくらいに市役所の駐車場のほうにご集合されるようお願いいたします。

それで今週26日までに出欠の報告をしないといけませんので、原則皆さんご出席ということとで毎年お願いしているところなんですけれども、この四市町農政研究会、ご都合が悪い方はいらっしゃいますか。

では、26日なので、その前の日くらいまでには回答しようと思っていますので、もし何か急な用事ができた場合は早急に連絡をお願いいたします。

次に、資料6をご覧ください。

資料6は、令和6年度全国農業委員会会長代表者集会内容の動画掲載と決議内容についてということで、埼玉県農業会議から送られてきたものです。

こちらは、会長代表者集会の内容が動画で閲覧することができるということですので、時間のあるときに、下のアドレスを確認いただいて、ご覧いただければと思います。

後ろのほうの資料は、国に対する要請活動の内容とか、先ほどの決議内容が載せてありますので、こちらのほうも参考にしていただきながら動画を視聴いただければと思います。

こちらについては以上です。

次に、資料7のほうですね、来年度の会議室の調整が市役所内でありまして、令和7年4月から3月までの会場が資料7の表のようになっておりますので、今の段階で書かせていただいたものです。6月がちょっと取れなかつたもので、今のところJAさいかつの会議室をお借りしようかと思って計画しているところです。近づいたらまた改めてお知らせいたします。

続きまして、資料はないのですけれども、来月は日帰りの視察研修がありますので、朝総会を済ませて、その後視察ということで、よろしくお願ひします。

連絡事項は以上です。

○議長 ありがとうございました。

ただいま連絡事項について説明をいただきましたが、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

では、12番、石井委員。

○12番（石井清巳委員） 石井ですけれども、先日封筒できた農林業センサス調査というのは来月1月9日にあるんですけれども、それはここでやるのですか。

○事務局 場所ですか。

○12番（石井清巳委員） 企画財政部と。

○議長 ここです、3-4となっている。場所はここです。

○事務局 3-4であれば、ここです。

○12番（石井清巳委員） これは出るものなんですか、参加する。

○3番（大塚一宏委員） 参加というか、仕事だ。調査しなくてはならない。

○12番（石井清巳委員） 昨年はなかったんですね。

○3番（大塚一宏委員） 5年に1回。

○12番（石井清巳委員） あ、5年に1回。

○議長 国勢調査と同じ、その農業版です。

○12番（石井清巳委員） 分かりました。

○議長 他にございますか。

なければ、最後になりますが、次回の日程について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 次回1月の総会につきましては、先ほどお話がありましたとおり、1月24日金曜日、こちらの会議室3-4、総会後視察研修がございますので、開始時間につきましては午前8時30分となりますので、お間違いのないようによろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長 ただいま事務局より1月の総会のご案内がございましたが、全体を通して何かございましたら、お願ひいたします。

———— 委員より意見なし ———

○議長 よろしいですか。

特ないようでしたら、これにて議長の席を下ろさせていただきます。皆様のご協力に感謝を申し上げます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○事務局長 小早川会長、議事の進行、大変お疲れさまでした。また、委員の皆様には、慎重審議をしていただき、誠にありがとうございました。

それでは、閉会の言葉を鈴木新一会長職務代理よりお願ひいたします。

○会長代理（鈴木新一委員） 慎重審議いただき、お疲れさまでした。

もう12月だというので1年がたちましたけれども、まだ皆さんにおかれましては神社の初詣とか、接待の準備とかいろいろ控えていると思いますけれども、このところ空気が乾燥していて、インフルエンザとか風邪が流行っているようですので、それから、また寒さもこれからさらに厳しくなると思いますので、健康に気をつけていただいて、新年を迎えていただきたいと思います。

それでは、以上をもちまして本日の総会を閉会とさせていただきます。ご協力、ありがとうございました。

○事務局長 ありがとうございました。

これにて散会といたします。皆様、大変お疲れさまでした。

閉会 午後 3時35分